

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

宅配業者を装った 偽の不在通知メッセージにご注意を!

近頃、実在する大手宅配業者を装って送られるショートメッセージサービス（SMS）などに関する相談が多く寄せられています。SMSに記載されたURLをクリックすると、偽の宅配業者のホームページに誘導され、個人情報を盗まれたり、身に覚えのない料金を請求されたりする可能性がありますので、注意しましょう。



【対策】

- ▼ 宅配業者がSMSで不在通知を送ることはありません。身に覚えのないメッセージが届いても、返信したり、記載されたURLをクリックしたりしないようにしましょう
- ▼ URLをクリックしてしまった場合は、電話番号やパスワードなどを入力する画面が出て、個人情報は入力しないようにしましょう
- ▼ 各宅配業者のホームページに掲載されている注意喚起や、偽のメッセージの文面などの事例も参考にしましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき=令和3年1月7日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

